

鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

#### 鳥取市条例第10号

鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年鳥取市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるものとする」を「講じなければならない」に改める。

第32条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条第1項及び第2項中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第49条第1項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改め、同条第2項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第31条第1項」を「第31条第3項」に、「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第60条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条に次の1項を加える。

- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための研修並びに感染症の発生及びま

ん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第74条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

#### 第75条 削除

第77条第2項第4号中「第75条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に改める。

第78条中「第37条、第38条第1項」を「第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで」に、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第180条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第180条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果

について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第94条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「、第76条及び第77条」に改め、「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」とを削り、「第5号及び第6号」を「第4号から第6号までの規定」に改める。

第95条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、「、第94条」を「、第94条第1項」に改める。

第110条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第131条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第131条において準用する第75条第2項」とを削り、「第5号及び第6号」を「第4号から第6号までの規定」に改め、同条後段中

「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第131条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第142条第2項第4号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第143条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削り、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第143条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削る。

第148条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第149条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第155条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第180条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第180条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第157条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、「同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第157条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改め、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第168条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第180条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第180条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第170条の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第170条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第171条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第171条において準用する第75条第2項」と」を削り、「第5号及び第6号」を「第4号から第6号までの規定」に、「、第94条」を「、第94条第1項」に改める。

第176条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第176条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改め、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第180条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第180条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「、第94条」を「、第94条第1項」に改める。

第180条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第180条の12及び第180条の20中「第34条から」を「第34条から第

36条まで、第37条から」に改める。

第182条第3項中「指定共同生活援助の従業者」を「指定共同生活援助事業所の従業者」に改める。

第193条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第197条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第197条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第197条の4第4項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者」に改め、同条第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。

第197条の11中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第197条の11において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第200条第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者」に改める。

第207条に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指

定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第208条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第208条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第209条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第148条第1項第3号及び第6項」を「第148条第1項第3号及び第5項」に改める。

第215条第1項中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第61条まで」を「第62条まで」に改め、「第72条まで」の次に「、第76条」を、「第83条」の次に「、第88条から第90条まで」を加え、「及び第94条」を「及び第92条から第94条まで」に、「第215条第2項から第5項までにおいて準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは

「第215条第1項において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「第215条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定」に改め、「第215条第1項」と」の次に「、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と」を加え、「第94条中」を「第94条第1項中」に、「第215条第2項から第5項までにおいて準用する前条」を「第215条第1項において準用する前条」に改め、同条第2項中「第62条、第75条、第76条、」を削り、「から第90条まで、第92条及び第93条」を「及び第87条」に改め、「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」、「及び第88条第5項」及び「、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護

給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第88条第5項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」を削り、「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第88条第5項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第5項中「第62条、第75条、第76条、」、「、第88条から第90条まで、第92条、第93条」及び「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第88条第5項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第10条第1項及び第2項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める

条例（平成29年鳥取市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるものとする」を「講じなければならない」に改める。

第5条第1項第4号中エを削り、オをエとする。

第7条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「イ（イ）及びオ」を「イ（イ）及びエ」に改める。

第27条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第36条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第180条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第180条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害され

ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第47条の2 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第2項中「、指定障害者支援施設等」を「、当該指定障害者支援施設等」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第52条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第59条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第59条の2 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（鳥取市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 鳥取市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるものとする」を「講じなければならない」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

- 4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、

同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期

的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年鳥取市条例第55号）第180条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第180条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第47条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「から第32条」を「から第32条の2」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「から第32条」を「から第32条の2」に改める。

第71条の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

- 第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第85条及び第88条中「から第32条」を「から第32条の2」に改める。

- 第90条第1項中「第63条第5項及び第6項」を「第63条第5項」に、同条第2項中「第63条第1項第4号及び第7項」を「第63条第1項第4号及び第6項」に改める。

(鳥取市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 第4条 鳥取市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年鳥取市条例第58号)の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第45条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるものとする」を「講じな

なければならない」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第1項第5号中エを削り、オをエとする。

第12条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「イ（イ）及びオ」を「イ（イ）及びエ」に改める。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年鳥取市条例第55号）第180条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第180条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されること

を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「、障害者支援施設」を「、当該障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（鳥取市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 鳥取市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるものとする」を「講じなければならない」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第13条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条第2項を次のように改める。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の発生及びまん延並び

に熱中症の発生の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第19条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第18条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第19条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（鳥取市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 鳥取市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるものとする」を「講じなければならない」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得ら

れるよう連携に努めなければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第11条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条第2項を次のように改める。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおける感染症及び食中毒の発生及びまん延並

びに熱中症の発生の防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第17条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第16条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第17条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年鳥取市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講

じなければ」に改める。

第6条第1項第1号中「）、保育士」を「）又は保育士」に改め、「又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を削り、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「において日常生活」を「において、日常生活」に、「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に、「を置かなければならない」を「を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第79条におい

て同じ。)を行う場合

- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。)を行う場合

第6条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第79条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第7条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、

当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第7条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第3項中「前項」を「前2項」に、「従業者を置かなければ」を「従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければ」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第28条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下

「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)]を加える。

第38条中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を

活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第44条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第1項中「次項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第60条第1項第1号中「、保育士(」を「又は保育士(」に、「)又は障害福祉サービス経験者」を「)」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第77条中「第44条中」を「第44条第1項中」に、「第55条第2項第3号」を「同項第3号」に改める。

第79条第1項第1号中「、保育士(」を「又は保育士(」に、「)又は障害福祉サービス経験者」を「)」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事

業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第79条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第86条第1項第1号中「、保育士（」を「又は保育士（」に改め、「」又は障害福祉サービス経験者」を「）」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第91条第2項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において」に、「学科」を「学科、研究科」に改める。

第97条及び第102条中「第39条」を「第39条、第39条の2」に、同条中「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第103条第1項中「、第2項及び第4項、第7条」を「から第3項まで及び第5項、第7条(第3項及び第6項を除く。)」に、「第79条第1項、第2項及び第4項」を「第79条第1項から第3項まで及び第5項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項」を「同項第1号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項」に、「、「指定児童発達支援」を「、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」に改め、「、同条第4項中「指定児童

発達支援」とあるのは「指定通所支援」と」を削り、「、同条第2項及び第3項」を「、同条第2項及び第4項」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「並びに同条第2項及び第3項」を「並びに同項第3号並びに同条第2項及び第3項」に、「同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」を「同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」に改め、「、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と」を削り、「同条第4項中「指定放課後等デイサービス」を「同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」に改め、同条第2項中「第6条第5項」を「第6条第6項」に、「第79条第5項」を「第79条第6項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス条例」という。）第41条の2第1号及び第3号（新指定障害福祉サービス条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第143条、第143条の4、第157条、第171条、第176条、第180条、第180条の12、第180条の20、第197条、第197条の11、第208条並びに第215条第1項において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設条例」という。）第59条の2第1号及び第3号、第3

条の規定による改正後の鳥取市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス条例」という。）第32条の2第1号及び第3号（新障害福祉サービス条例第50条、第55条、第60条、第69条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の鳥取市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設条例」という。）第45条の2第1号及び第3号、第5条の規定による鳥取市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター条例」という。）第19条、第6条の規定による改正後の鳥取市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム条例」という。）第17条、第7条の規定による改正後の鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害児通所支援条例」という。）第3条第4項及び第46条第2項（新指定障害児通所支援条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス条例第34条の2（新指定障害福祉サービス条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第143条、第143条の4、第157条、第171条、第176条、第180条、第180条の12、第180条の20、第197条、第197条の11、第208条並びに第215条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設条例第47条の2、新障害福祉サービス条例第25条の2（新障害福祉サービス条例第50条、第55条、第60条、第69条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設条例第37条の2、新地域活動支援センター条

例第14条の2、新福祉ホーム条例第12条の2、新指定障害児通所支援条例第39条の2（新指定障害児通所支援条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の発生及びまん延の防止の対策等に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス条例第35条第3項（新指定障害福祉サービス条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第180条の12並びに第180条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項、第92条第2項（新指定障害福祉サービス条例第110条、第110条の4、第131条、第131条の4、第143条、第143条の4、第157条、第171条、第176条、第180条、第197条、第197条の11、第208条及び第215条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設条例第50条第2項、新障害福祉サービス条例第27条第2項及び第47条第2項（新障害福祉サービス条例第55条、第60条、第69条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設条例第39条第2項、新地域活動支援センター条例第15条第2項、新福祉ホーム条例第13条第2項、新指定障害児通所支援条例第42条第2項（新指定障害児通所支援条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体的拘束等の禁止に係る経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス条例第36条の2第3項（新指定障害福祉サービス条例第44条第1項及び第

2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第143条、第143条の4、第157条、第171条、第176条、第180条、第180条の12、第180条の20、第197条、第197条の11、第208条並びに第215条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設条例第53条第3項、新障害福祉サービス条例第28条第3項（新障害福祉サービス条例第50条、第55条、第60条、第69条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設条例第41条第3項、新指定障害児通所支援条例第45条第3項（新指定障害児通所支援条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（指定児童発達支援事業者の従業者の員数に係る経過措置）

第6条 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定障害児通所支援条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次条及び附則第8条において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定障害児通所支援条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第7条 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定障害児通所支援条例第6条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であっ

て、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

第8条 旧指定児童発達支援事業者については、新指定障害児通所支援条例第7条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

（基準該当児童発達支援事業者の従業者の員数に係る経過措置）

第9条 この条例の施行の際現に旧指定障害児通所支援条例第60条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次条において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定障害児通所支援条例第60条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第10条 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定障害児通所支援条例第60条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

（指定放課後等デイサービス事業者の従業者の員数に係る経過措置）

第11条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定障害児通所支援条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次条及び附則第13条において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定障害児通所支援条例第79条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第12条 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定障害児通所支援条例第79条第3項の規定の適用については、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

第13条 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定障害児通所支援条例第79条第7項の規定の適用については、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福

社サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

（基準該当放課後等デイサービス事業者の従業者の員数に係る経過措置）

第14条 この条例の施行の際現に旧指定障害児通所支援条例第86条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定障害児通所支援条例第86条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第15条 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定障害児通所支援条例第86条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。